

「住民の皆さんのための高齢者等の見守りガイドブック」取扱要領

31 福保高在第1197号

令和元年12月25日

最終改正 5 福保高在第486号

令和5年6月28日

第1 目的

住民による高齢者等の緩やかな見守り活動を推進するため、東京都で作成した「住民の皆さんのための高齢者等の見守りガイドブック」（以下「見守りガイドブック」という。）を各区市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会等で活用する際の事務手続について、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）及び東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 利用の範囲

- 1 見守りガイドブックの利用（見守りガイドブックの一部を利用する場合を含む。以下同じ。）に関しては、次に掲げる者が住民による高齢者等の緩やかな見守り活動の推進を図る目的で活用すること。
 - (1) 都道府県、区市町村等の行政機関
 - (2) 高齢者見守り相談窓口、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の高齢者等の見守り推進機関
 - (3) その他住民による見守り活動の推進に資すると東京都が認めた者
- 2 申請者は、第5の附帯条件を遵守した上で、見守りガイドブックを地域の実情に応じたものへ加工し活用することができる。
- 3 見守りガイドブックの活用とは、印刷物の作成のことをいう。

第3 利用の制限

東京都は、次の各号のいずれかに該当するときは、見守りガイドブックの利用を承認しない。

- 1 見守りガイドブックの作成目的に反した利用をするとき。
- 2 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるものであるとき。
- 3 宗教的又は政治的色彩を有しているとき。
- 4 販売、勧誘、宣伝及びこれらに類する私的な利益を目的とした利用をするとき。
- 5 見守りガイドブックの情報により、閲覧者に誤認を与えるおそれがあるとき。
- 6 その他、東京都が不適当と認めるとき。

第4 利用承認手続

- (1) 第2に基づき見守りガイドブックの印刷物を作成する者は、利用許諾申請書（別記第1号様式）を東京都へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 東京都は、見守りガイドブックの印刷物の作成を承認するときは、承認書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

第5 利用を許諾する場合の附帯条件

- 1 見守りガイドブックの内容変更の制限
見守りガイドブックの内容については、地域の実情に応じた加工等を行う場合を除き、変更を行ってはならない。
- 2 出典等の記載
作成した印刷物の発行元等には、以下の項目を併記すること。
 - (1) 東京都の許諾を得て発行していること。
 - (2) 東京都福祉局が作成した見守りガイドブックを利用していること。
 - (3) 承認番号
- 3 その他
東京都は、上記に加えて、承認書の交付に際して必要があるときは、条件を付すことができる。

第6 使用料

使用料については、要綱第12条の定めによるものとする。

第7 報告及び調査

- 1 東京都は、見守りガイドブックの利用を承認した者に対し、見守りガイドブックの配布先及び配布枚数について報告を求め、又は調査することができる。
- 2 東京都は、前項により見守りガイドブックの利用が適切でないと認めるときは、承認を取り消すことができる。

附則

この要領は、令和元年12月25日から適用する。

附則（令和5年6月28日付5福保高在第486号）

この要領は、令和5年7月1日から施行する。